幣原外交における間島問題

The Shidehara Diplomacy and The Chientao Problem

李盛煥
LEE SUNG WHOAN

はじめに
一、日本の対間島政策
二、間島支配体制としての幣原構想
三、幣原の間島構想の展開と中国
四、法権撤廃問題と間島特殊化
おわりに

はじめに

間島は、豆満江以北の中国東北地方の一部として、現在は吉林省の「朝鮮族自治州」となっており、中国の中でいわば「小朝鮮」を形成している。

間島に関するこれまでの研究は、基本的に次の二つの視角から行なわれてきた。その一つは、間島問題を朝鮮と中国ないし日本と中国の間における領土紛争問題として[1]とらえようとするものであり、また、他の一つは「日韓併合」以後の日本の朝鮮植民地支配に対する朝鮮独立運動の根拠地として[2]、これをとらえようとするものであった。

しかし、一九〇七年八月の統監府臨時間島派出所の設置[3]から始まる日本の対間島政策は、日本の朝鮮侵略およびそれにつづく中国侵略の展開過程と密接に結びついたものであった。それゆえ、日本の対間島政策は、間島単独の問題としてではなく、日露戦争以来展開されてきた日本の対朝鮮、対中国政策との連関のもとにとらえられなければならないであろう。

間島は、地理的にも歴史的にも朝鮮と密接な関係にあり、李朝末期から朝鮮人によって開拓が始められ、一九二九年には間

島総人口約五十万人の中八割の約四十万人を朝鮮人が占めていた[4]（その他、約二千の日本人と、約二百の西欧人およびロシア人が居住していた）。朝鮮人の間島への移住は、特に一九一〇年「日韓併合」以後、日本帝国主義による朝鮮国内での政治経済的弾圧を逃れるため、急激に増加した。移住朝鮮人は、主として中国人地主のもとで小作農となったが、彼らはそこで四〇～五〇％の小作料を課せられ、その結果中国人地主対朝鮮人小作人という民族的かつ階級的対立が発生することとなった[5]。

これらの点から間島は、いち早く朝鮮独立運動の根拠地となって日本の朝鮮植民地支配を脅かし、地主―小作関係からなる農業経営状態により、朝・中両者間にも尖鋭な対立を生じさせた。したがって、間島朝鮮人問題は、日本にとって「朝鮮統治の癌[6]」として、ひいては「日本ノ興亡[7]」にかかわる問題として認識され、また中国にとっても「東三省唯一の隠患[8]」とみなされるようになったのである。

こうして日本と中国の関係においては、朝鮮人を軸として、保護や治安維持の問題をめぐって紛争と対立が絶えなかった。その結果、間島は、中国における反日本帝国主義、反侵略主義闘争の最前線に位置するようになった。

以上の意味で、間島朝鮮人問題は、日中間の暗礁であった。しかしそれは彼等を弾圧することが日中両国政府の共通の利益であったという意味で、日中提携の端緒ともなり得る条件を内包していたといえよう。

本稿では、日本の対間島政策を概略したうえで、特に間島朝鮮人に対する日中関係が最もよく表わされていると思われる時期、すなわち一九三〇年五月三〇日の朝鮮人共産党暴動以後展開された浜口内閣幣原喜重郎外相（第二次幣原外交時代）の対間島政策を検討することにする。それは、幣原外交の対中国政策の一面を明確にし、満州事変直前における日本の対中国ならびに対満州政策の一端を解明するためにも役立つと思われる。同時に、日中両国の対間島政策の基軸となる間島朝鮮人の存在を浮彫りにすることによって、帝国主義時代の国際環境における被支配民族の動向を知る上でも有益であると考えられる。

一　日本の対間島政策

一九〇九年九月、日韓併合を目前にして、日本と中国が結んだいわゆる「間島協約[9]」で日本は間島を中国領と認めた。この協約は、朝鮮人の居住、往来、土地所有権等を規定しているほか、中国が、竜井村、局子街、頭道溝、百草溝を商埠地として開放することを決めている。ここに日本は、間島において司法、警察権を行使することになり、領事館の開設と同時に日本領事警察が駐在することになった。

さらに、一九一五年の二十一カ条要求の結果南満東蒙条約に

より、日本は間島在住のすべての朝鮮人に対する治外法権を強引に主張し、これを盾にして、折から形成されつつあった朝鮮民族独立運動いわゆる「不逞鮮人」の取締強化に本格的に乗り出すことができた。[10] 要するに日本は、形式上「日本臣民」[11]たる朝鮮人の治外法権を口実にして、領事警察を中心として、中国領土たる間島において、朝鮮人統制政策を押し進めたのである。その結果、朝鮮人に対する日中両国の統治権の行使は相重なり合うにいたり、対立と矛盾を含むようになった。

このような間島の商埠地外における日本警察の駐在および権力行使は、中国の同意なしで行なわれたために中国に対する主権侵害もしくは一般統治権の制約を意味し、その結果朝鮮人取締をめぐって、しばしば両国警察による紛争が起っていた。

ただ、この時期においては、間島問題は日中間の基本的対立となっても、必ずしも両国間の大きな懸案にはならなかった。その理由は、日本にとって、間島における朝鮮民族の独立運動がそれほど危機的な状況までに至っていなかったため、本格的で体系的な対間島政策がいまだ確立されておらず、従って中国としても、日本の間島政策を未だ致命的な侵略とは認識していなかったからであろう。

しかし、一九一九年に朝鮮国内で起った「三・一独立万歳運動」は、間島に波及し三月十三日以降つづいて間島でも独立運動が起った。それは朝鮮国内の独立運動に影響を与えるようになり、間島問題と朝鮮問題とは相関連するようになった。翌二〇年十月には、琿春の日本領事館が、約四百名の馬賊たち（この中には約百名の「不逞鮮人」が参加していたといわれている）によって襲撃され、日本人十三名が射殺されたいわゆる「琿春事件」[12]が勃発した。日本政府は、独立万歳事件とともにこの琿春事件を朝鮮植民地支配に対する直接的脅威と見なし、朝鮮軍、関東軍およびシベリア出兵軍の一部を間島に派遣した。出兵は翌年五月まで続き、日本軍は無差別朝鮮人虐殺を敢行した。

このような事件を経て、日本は、朝鮮植民地防衛のために、間島朝鮮人問題に対する抜本的対策の必要性を痛感するに至ったのである。すなわち、間島問題を解決しなければ、真の朝鮮支配はありえないという危機認識がここに生まれたのである。

一九二一年一月、吉林督軍（張作霖）顧問斎藤恒大佐が、陸軍中央部に提出した「対間島策」[13]で間島問題を「日本ノ興亡ノ問題」として論じたのも、決して誇張ではなかった。また、一九二〇年末、玄洋社系の末永節（一八九六～一九六〇）のような右翼国家主義者たちによって、間島竜井村を首都とする「大高麗国」構想[14]が間島において発表されたのも、間島朝鮮人の独立運動の高揚に対応するためであったのである。

以上のような間島問題の深刻性の認識に基づき、日本政府は、一九二〇年十一月三〇日の閣議で「間島問題ニ関スル根本

的解決」方針を決定し、外務省と朝鮮総督府（以下総督府と略称する）が協議して間島の「警察組織ヲ根本的ニ改造」し、中国側にも協調を要請することになった。[15] さらに翌二一年出兵軍の撤退と前後して、五月十六日から十八日まで原敬首相官邸で開かれた第一次東方会議[16]において、「在外朝鮮人ノ保護取締ニ関スル具体的方策」として、間島在住朝鮮人の取締は引き続き外務省が、保護撫育は朝鮮総督府が担当することと決定された。かくして、日本の対間島政策は、外務省と朝鮮総督府の協調を軸として俄かに積極化かつ具体化した。ここで確立された日本の対間島政策の推進過程を中国の対応と対比しながら、五・三〇暴動に至るまでの日本の対間島朝鮮人政策一般を検討することにしたい。

外務省は、上記の基本方針に基づき、一九二〇年十二月一日中国中央政府に対して、間島における日本警察分署の拡充設置を正式に要求し、中国側の不承認にもかかわらず、二十九日には、犯人（「不逞鮮人」等）捜査のため出張駐在するとの名目で、二道溝、大拉溝等十ヵ所に新たな分署を設置した。[17] その結果、間島における日本の警察力は一挙に拡大強化され、十八ヵ所の分署に三百名に近い警察官が常駐するようになった。そのうえ、翌二一年二月外務省と総督府との合意によって、間島の日本警察を一千名内外までに増員する具体的計画が閣議に提出された。[18] それは、当時大庭二郎朝鮮軍司令官と張作霖との間で交渉中であった間島朝鮮人取締に関する協定締結交渉に悪影響を及ぼすばかりでなく、中国との協調を妨げるとの理由で決定はされなかったが、[19] 日本の対間島政策の一面を如実に示すものであった。豆満江附近朝鮮国境内の武山、会寧、訓戒等八ヵ所の警察署長を外務省警察官に兼任させたのも、間島における日本警察力強化策の一環であった。

これと並行して総督府は、領事警察の協力の下に、朝鮮人の保護という名目で、日本「官憲ノ監督取締比較的充分ナル地方」には民会、「官憲ノ力充分及ヒ能ハサル地方」には保民会と称する親日団体を組織することに拍車をかけた。[20] つまり、民会は一九一一年竜井村に組織されたのをはじめとして漸次設置をみていたが、一九二一年には一挙に間島全域十四ヵ所に設置された。民会と保民会の主な事業は間島朝鮮人の教育、衛生、金融などであり、殆ど大部分の事業は総督府の指導下で行われた。そのため総督府外事課は「通訳生」という名前で職員を民会の相談役として間島の各領事館に派遣し、民会の保護及び指導に当らせた。[21] しかし、民会の実際の機能は朝鮮人を組織化することによって統制を強化することにあり、「不逞鮮人」（独立軍）の取締検挙がその根本目的であった。すなわち、日本警察の幇助者的役割と総督府の末端行政機関的性格を合わせ持っていたのである。

かかる日本の対間島政策の実現は、間島朝鮮人に対する中国

側の支配力排除と、内部分裂の助長による朝鮮人の抵抗力の弱体化をはかり、間島朝鮮人への日本の直接支配体制の確立を狙ったものであった。

こうした日本の本格的な間島侵略政策に対し、中国中央政府は外交ルートを通じて、間島在駐の日本警察を撤退させるよう日本政府に要求した。[22] また、間島を直接管轄している東三省の張作霖政府も、一九二一年八月以来延吉警察庁を新たに設け、それに附属する高等警察署を日本警察分署所在地附近に配置して日本警察の行動を監視する等、日本に対抗する気配を見せたが、積極的な実力行使までには至らなかった。東三省政府は民会について、日本側に解散を要求する一方、朝鮮人には、民会からの脱会を強要した。他方朝鮮人に対する教育補助費を増額するなど朝鮮人懐柔についても政策的配慮を行なった。[23]

以上のような日中両国の朝鮮人に対する種々の統制強化措置は、直接的には日本の間島朝鮮人弾圧とそれにともなった中国側の対抗として行われたが、その裏面には次のような背景があったと考えられる。つまり、間島では朝鮮人が全住民の約八〇%を占めており、したがって間島情勢は朝鮮人の向背如何にかかわっているとの現実に即した日中両国の間島朝鮮人に対する基本認識である。換言すれば、日中両国の間島政策の基軸となるのは朝鮮人の存在であり、間島問題を左右、決定しうるのも、両国にとって異民族たる朝鮮人であるという認識である。

この意味で、間島における朝鮮人の動向は両国にとって脅威としての一面を持っていた。したがって両国としては、朝鮮人に対する確固たる支配権を確立し、彼らの抵抗力を脆弱化させる必要性があったのである。しかし両国の間には上記のような基本的対立があったため、外交交渉による協調対応は困難であり、その結果両国の政策は、各々武力を背景とする直接支配体制の確立という方向へ限定されるようになった。

そのために行なわれた日本側の種々の措置は、間島をそれまでの中国側の優越的支配体制から、日中併存支配体制へ移行させ、実際日本の警察力は徐々に強化されることになったのである。これに対する中国側の態度は、表面的には日本に対抗する姿勢を見せながら、実際には日本の実力的容喙を回避するという消極的なものであった。それはまた、中国側による朝鮮人の活動規制につながり、結果的に両国の対間島政策は朝鮮人の統制強化という面で合流し相乗作用を呈したのである。

このような日中間の関係は、一九二五年六月三矢宮松総督府警務局長と于珍奉天全省警務処長との間で締結されたいわゆる「三矢協定」[24]という具体的形態として現われた。この協定は、「日本官憲ノ指名スル不逞団」を中国側が逮捕し日本側に引渡す第五条で有名であるが、実際上は中国側が日本警察の駐在という既成事実を黙認する代りに、今後日本の越境出兵を抑制[25]するという点が重要であろう。すなわち、日本は中国の協力によ

り朝鮮人統制の強化を計り、中国はこれによって日本の直接的な武力侵略の抑制を計った側面において—強力な日本警察の存在を前提とする限界はあったが—日中支配の並存体制が一応成立したということができよう。

日中間のこうした一見奇妙な協調関係の誕生は、前記の基本的対立にもかかわらず、政権安定のため「アクマテ日本ニ頼ラン」とする中国側張作霖政権と、「朝鮮領有及満州ニ経営スル事今日ノ如キ場合ニハ、自衛上彼（張作霖：筆者）ト結ブコト必要ナリ」[26]という日本側の意図が一致した結果であった。

以上の過程を総じてみると、日本の対間島政策の推進は、対内的には外務省と総督府の協力、対外的には中国との並存体制の成立によって、基本的には安定的かつ着実に強化されていたといえよう。しかし、このような日本の対間島政策のフレームワークは、一九二八年末張学良が実施した「易幟」によって大きく崩れることになった。

張学良を中心とする東三省政権は、民衆の国権回復運動に支えられながら、易幟の実行により日本の東北干渉政策に対して強い抵抗を示した。対日抵抗の一環として、とくに間島駐在日本警察の撤退は、国権回復運動の中心的目標となった。[27] つまり、日本の間島警察は、まさに日本の間島侵略を体現するものとして、また日本の間島侵略は、日本帝国主義の満州併合の第一段階として見なされたのである。さらに、中国側は日本警察の間島駐在の口実を与えている朝鮮人を、日本帝国主義の走狗（Vanguards）と見なし、帰化をしない朝鮮人から土地所有権を剝奪したり、朝鮮人の新たな移住を禁止したりして、朝鮮人圧迫を通じて日本勢力を駆逐する政策を展開した。[28] かかる状況の変化は、上記日中間の並存体制の変化を意味し、朝鮮人支配をめぐっての新たな対立を生み出した。その反面、朝鮮人に対する日中両国の統制力そのものの弛緩をもたらした。それによって、間島朝鮮人の動向にも新たな動きが見られることになる。

間島の情勢変化を来したもう一つの主要な要因は、朝鮮人を中心に共産主義が浸透したことである。間島朝鮮人に対する共産主義の浸透は、ロシア革命以後いち早く始まっていたが、本格的な活動は、M・L派、上海派、ソウル派等の連合による「朝鮮共産党再建準備委員会」が一九二九年六月教化に設立されてから[29]である。それが時期的に易幟直後、日中間の対立が最も尖鋭化した時であった点に注目する必要がある。

朝鮮人共産主義運動は、間島在住朝鮮人の社会的、政治的状況を反映した日・中・朝三者間の民族的葛藤とも絡み合って、漸次その勢力を拡大し、党員の数は、一九三〇年四月すでに約四千人に達していたが、その圧倒的多数を占めていたのは下層農民であった。[30] 朝鮮人共産党の勢力拡大は、日中両国にとって極めて憂慮すべき事態であった。しかし、共産主義を媒介とし

て朝鮮人全般に、両国に対する抵抗が組織化されることがより懸念されるべきことであったといえよう。

この意味において、一九三〇年五月三〇日の間島共産党暴動[31]は、特記すべき事件であった。すなわち同暴動が殆ど朝鮮人の手によって行われ、日中両国に対して全面的対決姿勢を明確にしながら翌三一年李立三路線が転換されるまで長期間持続的に熾烈な闘争を繰り広げたものであり、日中両国の間島支配維持に重大な危機をもたらし、その結果両国をして間島朝鮮人に対する政策の再検討を促したものであったからである。つまり、五・三〇暴動以後における間島朝鮮人の動向は、日本にとって朝鮮植民地支配および間島朝鮮人に対する支配体制を脅かすものであり、他方、中国にとっても直接的に対日紛争を惹起する危険性をはらむと同時に、東三省政府への挑戦を意味するものであった。したがって、朝鮮人の動向は、日中両国にとって共通の脅威となり、朝鮮人に対する統制強化の必要性が改めて認識された。以下ではこうした事実を踏まえつつ事件後の日中両国の対応について検討を加えることにしたい。

二　間島支配体制としての幣原構想

暴動は五月三〇日午前十二時竜井村で始まって、日本領事館、東拓、警察分署、中国人地主などに対して攻撃を開始し、その範囲は漸次拡大し間島全土へ広がった。

暴動の勃発を伝える岡田兼一間島総領事の電報に接した幣原外相は「五月三〇日間島地方ニ於ケル鮮人共産主義者ノ暴動ハ畢竟同地方支那官憲ガ我警察官ノ任務遂行ヲ妨害シタルニ出デ之ガ為彼我警察官憲ノ関係兎角円満ヲ欠キ居リタルニ乗セラレタルモノト認メラレル処此儘ニテハ不逞鮮人ノ跳梁倍々甚シク事態ハ一層悪化スル虞[32]」があると情勢を判断した。幣原は易幟以来、日中間の関係悪化による間島朝鮮人に対する統制力の弛緩についてしばしば憂慮を表明していたが、今回の暴動により、それが現実のものとなってきたと認識したのである。

しかし、幣原は六月十六日と二十六日の岡田総領事の警察官二百名の増員要請を拒否した。幣原は岡田への回答において、当面の目標として中国との協調により間島の治安を確保する必要があることを強調した上で、「我方二百名ノ増員ハ支那側数倍ノ増員ヲ誘致スヘク、結局ハ日支双方ノ実力対抗ハ底止スル所ヲ知ラサルニ至ル虞アリ[33]」と述べ、警察官の増員が中国との関係悪化を促進する可能性があることを指摘した。

こうした日本の反応とは対照的に、中国側官憲は、朝鮮人共産党の活動を日本の謀略、援助によるものと信じていた。このため、中国側は今回の暴動を「日本カ満蒙侵略ノ野心ヲ遂行スルタメ、出兵ノ口実ヲ得ントシテ敢行セシメタルモノ」と認識し、共産党及び朝鮮人の取締を積極的に行なうとともに、この

機会を「排日国権回復運動ニ利用」[34]しようとした。すなわち、中国側は、今回の暴動を利用した日本の間島出兵を強く警戒しながらも、間島治安維持のため朝鮮人共産党の取締を積極化する意図を明らかにした。東三省政府は、極力日本の干渉を排除しつつ、朝鮮人共産党を取締るという方針を樹立し、その実行策として、六月十四日「共産党取締弁法」[35]を発布し、また次のような対日本策を決定した。

（一）商埠地外居住朝鮮人の保護取締は一切支那側において之に当り、日本官憲の取締執行を認めず且つ極力その行動を阻止すること。

（二）現在間島地方各商埠地外に設置せる日本警察派遣所は至急撤退方省政府より南京政府に申請すること。

この間、現地では続出する共産党暴動鎮圧のため、六月十日日本警察は一斉検挙を実施し、竜井村で暴動指導隊長金喆（二九歳）以下十数名を逮捕した。[36]中国側においても朝鮮人統制の強化と共産党取締に対する具体的方針が軍警長官から下級軍警に訓令され、銃殺を含む徹底した取締を実施しようとしたのである。しかし共産党は組織的な暴動を展開し、頭道溝では日本領事館が襲撃されるなど間島の治安は依然として回復できず、親日朝鮮人をはじめ出先官憲は幣原の「協調による治安維持」方針を、軟弱外交として非難する一方、朝鮮総督府に対して積極的な対応を要求した。

六月十日「間島琿春内地人会連合会」は、浜口首相をはじめ外相・拓相・朝鮮総督府・朝鮮軍可令官・政友会・民政党等に陳情書を送り、「一刻も早く此の直面せる不安を除去」[37]することを要求した。また、六月二十七日間島総領事館の相場清警察部長は斎藤実朝鮮総督に「今後積極的ニ間島治安ヲ維持シウル方法ヲ講スルヘキ」[38]ことを具申した。林久治郎奉天総領事は混乱している間島地方を視察した後、六月末京城で斎藤朝鮮総督と間島情勢について検討した。会談において林は、「間島の現状は、支那側は執拗なる圧迫と反日団の跳梁により、我国は将に岐路に立つるの感がある……現勢を維持する為には尚相当の警察力を増加せざるを得ない。総督府自ら意見を確定し強く政府に進言し積極的対策を講ずるべき」[39]であると述べ、総督府が積極的な役割を果すよう主張した。

こうした現地の一致した態度は、今回の暴動における朝鮮人の動向が、日本にとって深刻な脅威であったことを示し、幣原の不十分な対応への不満を、間島問題に直接かかわりを持つ朝鮮総督府に圧力をかけることによって実現しようとしたものであった。この要望に答えて斎藤は七月上京の際「朝鮮ノ統治上間島ノ事態ヲ等閑視シ得ス」[40]と言明し、現地出先の意見を支持して、外務、拓務両大臣に積極的な対応を促した。そのため幣原としては朝鮮総督府をはじめ、間島統治の上で関連のある出先の意見を調整し、今後の対間島政策を確立する必要にせまら

れた。

幣原は斎藤の上京を機会に、岡田間島総領事・林久治郎奉天総領事等を帰京させ、七月三十日外相官邸において「間島警備問題協議会」を開催した。協議会の経過については明らかではないが、間島の治安維持問題に重点が置かれていたことは容易に推察できよう。とくに、協議会において幣原が次のように自身の対間島政策の基本方針を明らかにしたのが注目される。幣原は間島情勢が常に朝鮮の治安に対し重大なる影響を及ぼしているとの根本認識の下で、今後の間島政策の基本目標として次の三点をあげている。[41]

（一）「間島ヲ不逞鮮人ノ巣窟タラシメサルコト」。

（二）「間島ヲ共産党ノ策源地タラシメサルコト」。

（三）「間島在住朝鮮人ヲシテ安ンジテ居住営業シ得シムルコト」。

幣原にとって（一）（二）が第一義的目標であって、（三）は第二義的なものであったことはいうまでもない。

幣原は、まず間島への日本の関心および決意を中国側に了解せしめるとともに、中国側が最もおそれている間島への日本警察の介入は「決シテ侵略ヲ行フモノニ非ス、日本ノ最モ重大ナル利害問題ニ処スル為正当防衛ノ手段」にほかならないことを強調した。すなわち、日本の立場を中国に認識させることにより両国の関係改善を計り、それを突破口として新しい日中協調関係を樹立したいと考えた。幣原は、両国の関係改善の下で「日本人ヲ教官又ハ顧問等適当ノ名義ニテ聘傭」し、その教官、顧問等によって「支那側ノ警察組織及素質ノ改善」を実現するという具体的計画を示した。

このような幣原の対間島構想は、九月十日吉林、間島、奉天の各総領事に「間島治安維持ニ関スル一般交渉訓令」[42]として伝えられた。これは上記の七月三十日の幣原構想をさらに具体化したもので、中国警察制度の改善策が詳細に明示されている点で注目される。つまり、幣原構想の核心とも言うべき、中国側警察改善の具体的方法として、（一）日本警察専門家を聘傭せしめ警察改善に参画せしむること、（二）警察官養成機関を開設せしめ日本の専門家を招聘して養成に当らしむること、（三）地方警察に日本警察指導者を入れ警察運用上の指導に任ぜしむること、（四）警察幹部養成の為日本に留学生を派遣すること、などである。要するに幣原の構想は、間島における朝鮮人の統制が両国にとって政治上重大問題であることを理由にして、日本警察の指導のもとに、両国警察の協調体制の成立を企図したものである。端的にいえば、幣原構想は、間島における日中間の協調それ自体を目標とするものではなく、究極的には、日本警察の指導下に日中両国の朝鮮人に対する統制権力の一元化による、より強固な支配体制の樹立を計ったものといえよう。

しかし、これは、従来日本が推し進めてきた武力を背景とし

た直接統治方式と比較すれば、これ以上武力の増強を行なわず、中国との正式な協調体制の成立による間接的支配体制の確立を計っている点で日本にとって大きな政策上の転換であった。

幣原構想に批判的であったのは、間島朝鮮人の動向によって最も直接影響を蒙る立場にあった朝鮮総督府と朝鮮軍であった。幣原構想が形成されつつあった時期とほぼ同時期、一九三〇年八月に朝鮮軍司令部が陸軍省と参謀本部に提出した「間島事件ニ関スル観察及意見」[43]の中で、朝鮮軍は、幣原の対間島構想を「事勿レ主義ニ偏シ、進テ難局ヲ突破セントスルノ熱ト一致ノ努力ヲ欠」いていると批判した後、間島問題の根本解決のために「開戦ヲ前提トスル大決心」で「間島ニ匪賊等ノ暴動ヲ発生セシメ事態ノ拡大ニ乗シ警察官ノ出動ト出兵ヲ断行シ十分ナル解決ヲ計ル」との強硬な態度を見せた。朝鮮軍は、間島問題の解決は軍事力によらざるを得ないとの考えのもとで、間島朝鮮人による排日暴動を起せしめ、一挙に武力解決の機会を作り、それによって一九二〇年の間島出兵の際に行った朝鮮人虐殺の再演をねらった陰謀を計画していたのであった。

また同じころ九月六日、幣原構想が現地出先に伝達される直前、朝鮮総督府は「間島治安ニ関スル件」[44]と題する文書を拓務省に送り、これを原案にして拓務省が外務省と具体的協議を行なうことを依頼した。総督府は間島が朝鮮と相隣接し、居住者の大部分が朝鮮人である現実を重要視して、間島があくまで朝鮮の一部であるとの立場から、(一)間島警察の増員と同時に現在の領事警察を朝鮮総督府に委任すること、(二)間島総領事を朝鮮総督が推薦する総督府高等官の中から任命すること、等を骨子とする対間島政策を決定していたのであった。総督府のこれらの方針は一九二〇年以来の一貫した主張であり間島問題を日中間の外交問題ではなく、朝鮮国内問題として扱おうとしている点にその特質がある。

また右の両案は間島を自分たちの管轄下に置き実力による間島直接統治を基本路線としている点で共通していた。すなわち、朝鮮軍と総督府の態度は、もはや間島問題は外務省によっては到底解決しえないので自分たちの手で解決する以外方法はないという決意の表明であり、また外務省に対する強い批判でもあった。

両者の上記のような態度は、五・三〇暴動事件後、川島義之第十九師団(朝鮮羅南駐屯)長、児玉秀雄朝鮮総督府政務総監、小坂順造拓務次官等が間島を視察[45]していた事実からも、その積極的姿勢が見られる。

幣原が、上記のような朝鮮総督府ならびに朝鮮軍の強硬な反対にもかかわらず、政策転換を計った背景には、次のような要素が働いていたと考えられる。第一に、日本の輸出市場として中国本部に強い関心を有していた幣原としては、間島への利害

を以て全中国への進出を阻害してはならないという判断があった。[46] 間島は彼にとって日本が擁護すべき多くの中国権益の一部に過ぎず、間島に対する直接的武力行使によって日中関係全般が悪化するような事態は、絶対に避けるべきであった。

第二に、対満蒙政策に限っても、幣原は間島の朝鮮人問題よりも中国側の満鉄競争線の建設防止等を通じた経済的権益の擁護を重要視していたため、[47] 間島での日中関係の悪化が、ひいては日本の満蒙権益全体に打撃を与えるのをおそれていた。

第三に、これが最も本質的な理由だと思われるが、間島に対する日本の武力を背景にした強圧的政策はすでに限界に達しており（一九三〇年十二月現在、日本の間島警察は五百九十六名に達して、[48] 日本の全在外駐在警察の半分以上を占めていた）、従って中国との協調なしではもはや間島の治安維持は不可能である、と幣原は認識していた。換言すれば、従来のような警察官の増員もしくは軍の出兵を以て、間島への支配力強化を追求する政策は、中国民衆のナショナリズムと衝突する結果、既存の支配力すらも揺がし、朝鮮植民地統治にも悪影響を及ぼすとの危機認識が存在していたと見られる。[49]

間島における中国の排日運動は、易幟以来次第に勢いを増してきたが、一九三〇年七月、竜井村および局子街における民間有力者はより組織的な排日運動を展開するため「全延辺外交協会」を組織した。これに加え、八月には間島で中国人が最も多い局子街を中心に、軍と警察も参加した排日示威が行なわれた。[50] 示威行動に参加した民衆は、「打到日本帝国主義」、「治外法権撤廃」、「日本警察撤去」等を主張し、間島における中国の排日運動は官民一致したものへと発展していった。かかる背景を考慮した上で、幣原は武力の増強により中国に正面から挑戦することよりも、外交交渉による日中間の協調体制を樹立する方が、中長期的に見た場合、むしろ政策的有効性があると判断したのであろう。

また、幣原の構想を導き出した背景には、一九三〇年に入ってから中国側の間島朝鮮人の政策に変化があったことを指摘できよう。中国吉林省政府（張作相）は、一九三〇年一月には「朝鮮人移住防止訓令」を、三月には「不逞鮮人取締訓令」を発して、[51] 従来以上に、より積極的に朝鮮人を統制しようとしたほか、前述したように、五・三〇暴動をきっかけに「共産党取締弁法」を発布して、共産党取締についてもその姿勢を明確にしていた。これら中国側の政策変化は、いうまでもなく、朝鮮人と共産党の取締を通じて間島での支配体制を充実させ、日本の間島侵略の阻止を期そうとしたものであった。しかし、「不逞鮮人」および共産党に対する取締強化という側面においては、日中双方の政策的目標が一致しており、双方にとって提携の余地があった。つまり、日本と中国の朝鮮人統制の論理の中には、対立しつつも奇妙にオーバーラップする局面が存在していたの

である。幣原の構想は、こうした日中間の朝鮮人に対する関係を巧みに利用して、政策的妥協の可能性を探ろうとしたものであった。五・三〇暴動直後幣原が、警察官の増員要求を拒んだ理由の根底には、そうした日中間の関係に衝撃を与えてはならないという、戦略的な配慮があったのである。[52]

かくてこの政策の実現のため、幣原は、朝鮮軍と総督府を出し抜いた形で、九月十日、中国側と交渉を開始するよう奉天、吉林、間島各総領事に訓令したのであった。

三　幣原の間島構想の展開と中国

幣原外相の訓令に基づく中国との交渉が開始される前に、中共の長沙占領と同時期、すなわち七月三十一日から八月一日にかけて、四、五百名の朝鮮人共産党によって吉敦線沿線の敦化地方で武装蜂起が起り、朝鮮人共産党員たちは吉敦線橋梁を二か所破壊し、電線を切断し、さらに中国軍や官憲を襲撃して武器を強奪した。これをきっかけに中国側は、共産党の取締の名目で「外患内憂ノ根源撲滅ヲ期」するため、間島朝鮮人に対する徹底的な取締を実施し、朝鮮人の無差別的な検挙を行なった。それにより、朝鮮人二百数十名が共産党容疑者として中国当局に検挙され、また、九月五日には李常春外十四名（そのうち十名は日本国籍であるといわれている）が銃殺されるという事件[53]が発生した。

こうした状況下で、石射猪太郎吉林総領事は、中国側の朝鮮人に対する不当措置について吉林当局に強く抗議し、現地での日中関係は悪化していた。これに対し、幣原は中国側の朝鮮人取締に対する日本の抗議が、かえって日中間の衝突を惹起し、同時に中国側の共産党「取締方針ニ影響ヲ及ホス」[54]虞があると考え、九月二十九日再度、「訓令ニ基ツキ中国トノ交渉ヲ速カニ開始」[55]することを石猪吉林総領事やその他出先に命じた。つまり、朝鮮人の保護を名目とした抗議が、中国側を刺激し、日中間に形成されつつある朝鮮人の統制ならび共産党の取締という政策上の共通基盤をつき崩すことをおそれたのである。その一環として、九月三〇日外務省は、拓務省と「間島問題及朝鮮人帰化ニ関スル協議会」[56]を開いたが、朝鮮総督府の意を受けた拓務省は、中国側への対抗と朝鮮人対策のための一千名内外の警察官増派を主張し、幣原の対間島政策に強く反対した。

一方、現地で高まりつつあった中国の排日空気は、ついに十月六日新安街において朝鮮人逮捕をめぐる日中両警察の衝突を惹起させ、出動した日本警察官中二名が中国兵によって射殺される事件が起った。この事件は、中国の正式な官兵によってなされた点で日本側を刺激し、にわかに日中間の緊張が高まった。日本は七日朝鮮から百三名の増援警察官を間島へ派遣し、慶源守備隊に非常召集を行なった。このような総督府及び朝鮮

軍の行動は、此の機に従来の方針を実行すべく武力によって間島の治安を維持しようとする意図の現われであった。同時に中国側も軍隊及び保衛団に総動員を命じ、日本に対峙する態度を見せた。[57]

事件直後七日、中国側は間島商埠局長をして岡田総領事に陳謝させた。一方、張学良は吉林省政府に対して「国際関係を考慮するとともに日支親善のため当地各員の排日行為を断然禁止」し、また「日本側に向っても鮮人不良分子の在住禁止を交渉すべき」と密令を発し、これ以上日本を刺激しないで、事件を局地的に解決するよう命じ、朝鮮人問題のため日本との協力が必要であることを暗示した。[58] しかし、中国民衆は、この事件を、出兵の口実を作るために起した日本の計画的陰謀と見なし、排日運動の契機としようとする動きを見せた。

日本側は、事態の重大性を理由に、岡田総領事は九日、訪問してきた張書翰延吉市政籌備処長に今回の事件解決の前提条件として、今後間島の治安維持のため日中双方が協調する必要がある旨を正式に申入れた。十一日および十三日、林奉天総領事は張作相と張学良を訪問し「支那側ノ警察行政ノ改善セラレル迄ハアクマテ日支連絡協調ノ必要カアル」[59]ことを説得し、幣原構想実現への交渉を本格的に開始した。

この日本の提案に対し張学良は十八日の回答で「間島ニ於ケル鮮人ハ条約上支那ノ法権ニ服スヘキモノニシテ、日警カ之ニ干与スルコトハ承認スル能ハス」「日本側ノ欲スル連絡協調ノ具体的弁法ノ如キハ承認ノ限リニ在ラス」[60]と述べ、日中間協調体制に関する正式な協定の締結を拒否した。しかし、共産党の取締については必ずしも反対ではなかった。[61] 中国側は、当面の現実問題として、朝鮮人及び共産党の取締について日本と同様、その必要性を痛感していたが、日本との協調体制の樹立にはかなりの抵抗があった。すなわち、まず、中国側が正式に承認していない日本警察との協調は、かえって日本の警察権を完全に認めてしまうことになり、間島での自らの統治権を制約する結果をもたらすこと、さらに日本との正式な協調体制の樹立は、間島における日本警察の撤退を最大の目標としている中国民衆の国権回復運動および中央政府の外交方針にも反し、外交問題について国民政府の指示を受けている張学良政権としては承認しがたいものであった。[62]

こういった中国の態度を岡田総領事は、幣原外相に「近来ノ東三省ノ問題モ中央政府ヨリ種々ノ制肘ヲ受ケ対日外交問題ノ如キモ東三省当局ノ意見ニ依レハ当分現状維持ニ依リテ日本トノ間ニ紛争ヲ生セシメサルコトヲ欲シ居ル処……出先トシテハ表面ニ現ハレタル主権ニ関係アル事項ハ已ムヲ得ス強硬ノ態度ヲ標榜シテ自己ノ地位ヲ擁護」[63]するものであると報告した。これは張学良政権が本質的に必ずしも日本に反対しているのではないということをうかがわせるものであった。

一方、五・三〇暴動を契機にして、コミンテルンの「一国一党」主義の原則に基づく朝鮮共産党の中国共産党への編入は促進され、[64] 九月朝鮮共産党再建準備会の解体と同時に、朝鮮共産党の中国共産党への合流はほぼ完成され、中共満州省委員の下で、区・県・市軍事委員会が設けられるとともに各級共産党の武装がはじめられた。このような事情を背景に朝鮮人共産党は、十月十二日から二十四日にかけて、間島各地で親日朝鮮人や日本側諸機関への組織的なゲリラ攻撃をくり広げた。とくに、二十日竜井村に撒布されたビラは「日本帝国主義出兵を共同陰謀したる国民党軍閥」に対する対決を明らかにし、日中両国の合同取締への警戒を強めていた。このような情況を、田中百草溝分館主任は「最近ノコトク共産党ノ当地方ニオケル出没人員激増シ、地域モ拡大セラレツツアル情況ニオイテハ、イカニ支那側ヲ督励シコレト最善ノ協調ヲハカルモ、トウテイ地方ノ治安ヲ維持シテ人心ノ安定ヲエ、各自ソノ生業ニ従事セシムルコト無理ナルヘシトミルノ外ナキニ観察セラル」[65] と幣原に報告していた。

交渉は進展をみせず、十月三十日の岡田と張鑫備処長の会談でも、張は省政府からの訓令がないとの理由で日本の提案に対して明確な態度を示さず、あくまで間島の治安は中国側が担当すべきであり、これが実現できるまで当分の間は、双方の衝突を防ぎ現状を維持したいという主張を繰り返した。

この間現地の中国民衆は、吉林及奉天政府の対日軟弱性を難非するとともに、十月二十六日延辺四県（間島地方）の商農工学各界の有力者を網羅し「延辺事宜調査会」を組織した。本会は、日本の警察官増員による間島占領陰謀の阻止と、「外交上の材料ヲ蒐集シ直接吉林省当局及中央政府ニ提出シ大々的ニ民衆ノ与論ヲ換起スルコト」[66] 等を決議し、日本に対する組織的な対抗姿勢を見せ、奉天政府の対日外交を牽制した。また、中国側は、共産党の活動により抑制されていた朝鮮民族主義者を後援、利用して共産党と民会に対抗するため、「延辺四県自治促進会」[67] なるものを作り、十月十四日規則を発布してその成立をみた。他方、共産党と中国側に対する日本政府のにえきらぬ措置に不満と不安を抱いた間島十八ヵ所の民会会長は、十月二十一日岡田総領事に総辞職を声明し、十一月一日の竜井村をかわきりに民会事務所は漸次閉鎖されていき、間島朝鮮人民会の機能は完全に麻痺するに至った。

このような現地の情勢を反映して、政友会は間島に調査班を派遣したが、東京においても森恪幹事長を中心に幣原外交への攻撃を強め、[68] 間島問題は、外交交渉の行詰りとともに内外から政治問題化しつつあった。

幣原は、交渉の促進を計り、また内外からの批判に答えるため、十一月五日総督府の増援警察官の撤退を実行した後、六日から間島一帯に亘り共産党の一斉検挙に乗り出し、交渉の進展

と共産党の弾圧に対して一層積極的な姿勢を見せた。増援警察官の撤退は、十月二十日斎藤朝鮮総督が増援警察官の引き上げは「鮮内ノ民心ニ著シキ衝動ヲアタヘ朝鮮統治上憂慮スヘキ事態ヲ惹起セシム」[69]と警告した直後のことであったので、総督府を強く刺戟した。

増援警察官の撤退が決定されるや、岡田総領事は十一月三日張籌備処長に（一）日中警察官は連絡協調し互いに絶対に実力妨害を取らないこと、（二）商埠地外に於ては先着手主義により互いに連絡協調すること、（三）朝鮮・中国人連合の犯罪は部分を分ち協力検挙すること、などの六ヵ条からなる「連絡協調弁法」[70]を提案した。さらに八日には、その細目として、相互に連絡員を置き匪賊の取締に協力を計ることを内容とする十一項目にわたる両国警察の関係改善策を提案した。[71]これら一連の提案は、実質的意味において幣原構想実現への第一歩であった。

中国側の回答は十四日になされたが、回答に当って張は日本の提案に直接ふれることを避け、「間島問題ノ先決問題ハ墾民（間島朝鮮人：筆者）ノ条約上ニ於ケル地位ヲ決定スルニアリ」[72]と述べて、間島問題の根本は、日中協調による治安維持ではなく、朝鮮人の条約上の地位の不安定を利用した日本警察の間島侵略が原因であるとの立場から、日本の間島侵略政策を批判した。

十一月十五日、警察官殺害事件に関する日本の要求を中国が受け入れ、本件は解決した。事件が解決するや張籌備処長は奉天に向けて出発し、しばらく間島問題交渉は中断された。

その間日本側は、各分館および分署に、中国側との関係に細心の注意をはらい、中国との関係を悪化させないよう指示し、[73]幣原構想の基盤づくりに努めた。その一環として、十九日両国警察首脳部の懇談会が竜井村で行なわれ、[74]月に一回会合を開くことに双方が合意して、両国の関係が改善されたように見えた面もあった。

十一月六日からの日中共同による共産党の大検挙、連絡協調弁法の提案等の現地の動きに期待をかけながら、東京では外務省、拓務省、朝鮮総督府の三者による「間島問題協議会」[75]が設けられ、間島問題に関する本格的な協議に入った。十一月二十七日の第一回協議会において、外務省は、中国側が「遂次我方ノ申出ニ接近シツツアリ」、日中間の協調の空気が形成されているとの情勢判断を示した。外務省のこの情勢判断は、現地情勢の反映というよりは、幣原の間島問題解決に対する意欲を反映したものであり、また政友会を中心に広まりつつあった幣原外交攻撃への予防線としての意味が強かったと見られよう。翌三一年一月二日幣原が首相代理としての（ロンドン軍縮条約問題で右翼の青年に浜口首相が狙撃された事件後）施政演説の中で、中国側は「匪賊取締ノ必要性ヲ切実ニ感スルニ至ツテ、間

島地方ノ情勢カ著シク改善サレタ」[76]と発言したのも同じ事情によるものであろう。

しかし総督府は外務省の判断とは異なり、依然として間島情勢の深刻性を指摘し、十二月三日の第三回協議会において従来通り（一）間島総領事任用令改正によって、間島総領事を総督府職員から任命すること、（二）間島警察を総督府へ委任することなどを再三主張した。[77]外務省としては、これ以上総督府を無視することは困難であるとの判断の下に、（一）案については同意を示し総督府と妥協をはかった。しかし、（二）についてはあくまで反対の意思を貫き、総督府に対して政治的牽制を加えた。つまり総督府への警察権の委任は、日中警察間の協調体制を核心とする幣原構想を空洞化させ、総督府が間島警察を利用して謀略的突発事件を起す危険性を含み、交渉による日中間の懸案の解決を望んでいた幣原の努力をすべて水泡に帰せしむるおそれがあったので、外務省は一貫して譲歩を拒否したのである。しかし、総領事は、総督府から任命されるとしても、あくまで外務省の統制下に置かれるので直接的な支障はないと判断したのであろう。

以上の展開過程から見られるように、間島問題に対する中国側の抵抗は予想以上に強く、外務省出先は幣原構想の核心にふれることができないまま、一九三〇年の年末に至ったのである。しかし、年末まで日本側が七百九名（そのうち五百三名は朝鮮に送検された）、中国側が九百八十名の朝鮮人共産党員を検挙[78]している事実は、中国が表面的には強く抵抗しているにもかかわらず、現実として朝鮮人共産党員の検挙に日中双方が協調していることを示すものである。

こういった状況下、翌年一九三一年初頭からの国民党南京政府の不平等条約撤廃を目標とする本格的革命外交の展開は、日中間における間島問題取扱を大きく方向転換させた。日本側の対応も全般的に再検討されることになり、今まで通りの間島問題に関する関係改善のための外交努力はつづくが、実質的に間島問題は日中間の治外法権交渉という新しい段階で展開されるようになった。

四　治外法権撤廃問題と間島特殊化[79]

一九三一年に入って日中間に治外法権撤廃交渉が始まるが、日本は中国における治外法権はあくまで漸進的、地域的に撤廃されるべきであるという原則をすでに決めていた。間島に関する治外法権撤廃も当然この原則に従って取扱われるようになった。

幣原外相は、中国との法権交渉に当っている重光葵代理公使に、しばしば治外法権の一般交渉から間島を留保ないし除外することを訓令していた。幣原は法権交渉の対象から間島をはず

し、間島を法権撤廃交渉とは全く関連のない地域とし、間島については特別に中国と交渉を進める意図をもっていた。これは、幣原の間島構想についての執着を浮彫りにするものであり、幣原が間島の現状をどのように認識しかつ評価していたかを良く示すものであった。

幣原の間島除外論の根拠は、(一)間島における朝鮮人は、間島協約により中国の他の地方の朝鮮人とは異なる条約上の地位を有していること、(二)実際面において間島は、朝鮮人によって開拓され、朝鮮人は間島全住民の約八割を占めていること、の二点である。しかしより直接的で現実的な理由は、治外法権撤廃の結果、間島朝鮮人が完全に中国の支配下に入り、朝鮮植民地に対する間島地方からの脅威を排除する直接的な手段を日本が持たなくなるという点にあった。幣原にとって、間島は、他の地域とは違って、治外法権撤廃により影響を受けるべき地域ではなかった。

この見地から、幣原は間島の治外法権問題に対し、「現地ノ事情ニ適合スル何等カ特例ヲ協定」すべきだと考え、そのため、中央政府ではなく「当該地方ノ実情ニ最モ通暁スル東三省当局トノ間ニ現実ニ即シタ商議」を行う必要があるとみなしていた。「最悪ノ場合」においても、間島協約の規定通り朝鮮人の土地所有権を完全に確保し、特に間島地方から朝鮮植民地統治に対する脅威を排除することが、間島交渉の前提であった。

中国全体については、法権撤廃の要求にそいつつ、間島に対しては逆に、日本が間島朝鮮人に対して有する特殊事情を理由にして、「法権維持ヲ試ムル」ことで間島を日中両国間の特殊地域としようとする意図が、幣原の方針の基底にあった。

幣原の方針は、中国側が強く主張している全面的即時撤廃原則とはかなりの相違があり、現地で交渉に当っていた重光代理公使と林総領事からも反対の意見が出された。重光などは、間島を法権交渉の対象より除外するのは、法権一斉撤廃の原則に反するため、「中国側ヲシテ此地ニ特例ヲ承認セシ「めることは「無理ナ見解」であると見たのである。重光は三月十三日「当地域ヲ満州ト一律ニ見、治外法権撤廃ノ範囲ニ包含セシムル」ことを幣原に強く具申した。これに対して、四月四日幣原は、「今日ノ如キ治安状態及中国側ノ保安能力ニテハ、法権撤廃ノ当然ノ結果トシテ当地駐在ノ吾警察全部ノ即時撤廃ヲ許ササ」りと重光に回答した。

外務省は、幣原の意向に基づいて、法権撤廃につき「支那全体ニ紙ヲ張ルトスレハ、其ノ上ニ満州地方ニハ第二ノ紙ヲ張リ、間島地方ニハ更ニ第三ノ紙ヲ張ラントスル」方針で、四月十三日、第六回間島問題協議会において法権交渉と関連して間島問題解決の具体案を決定した。この「間島ニ関スル特殊協定ニ於テ協定セラレルヘキ事項並協定ノ内容」[80]は、朝鮮人の土地所有権の完全な確保、中国警察制度の改善、吉会線の完成、

「不逞鮮人」取締に関する便法など十三項目から構成されている。

その中でも最も重点が置かれたのは、第四項目の「中国警察制度ノ改善」についてであり、具体的内容は第二章で述べた幣原構想とほぼ同様で、幣原の対間島政策は法権交渉とはかかわりなく一貫して持続されており、外務省としては「本項ハ遣リ方ニ依ツテ左程困難ナラス」と希望を抱いていた。その他、次の二、三の点において、陸軍と総督府のような強硬論者に対するいくつかの妥協が見られ、幣原の構想を反映しているとはいえ、広範囲にわたる強硬な内容を含むようになった。

まず、朝鮮総督府に対して、外務省は、第三回協議会で、間島総領事任用令改正案をすでに承認しているが、さらに間島朝鮮人の国籍に関する総督府の管轄についても同意を表明した。また間島における総督府の施設に対する中国政府の干渉を排除することについて外務省が適切な措置を取ることを明示した。

陸軍に対しては、北満州を中心とする対ソ作戦に欠くことのできない陸軍二十余年の願望たる吉会線[81]の完成を中国側に約束せしめることを条件として妥協をはかったと見られる。総督府と朝鮮軍としても、吉会線の完成を間島警察撤退の必要条件としていることで、間島での有事の際の保障を獲得したといえよう。このような妥協は、間島問題ですでに孤立化しつつあった幣原にとって、政策実現のためのやむをえない譲歩であった。

一方、幣原が強硬論者と妥協を試みながらも、一貫して自らの間島構想を推し進めた背景には、これまでの日中間の交渉がある程度成果を収めたという幣原なりの情勢判断があった。

以上の基本方針は、四月二十四日から外務省が帰国した重光を中心にして検討作成した交渉方針大綱及実施大綱においても確認された。特に、四月二十六日の「内地問題開放問題ニ関スル交渉方針実施大綱」[82]では、これらの条件を中国が承認するまで、暫定的に現状を維持し、もし中国側が承認しない場合は、「再ヒ同地方ノ領土権所属問題ニ遡リ争ハサルヲ得ス」との強硬方針を決定して、間島協約の再検討を考慮していたのは特記すべきである。

このような日本側の間島特殊化案について中国側からの抵抗は予想された通りであり、国民政府は、すでに一九三〇年二月重光代理公使に「間島にある朝鮮籍民は、中国の法律に服し、中国の地方管轄に服する」[83]との方針を明らかにしていたのであった。ところが、五月六日重光が王正廷外交部長と会見した時、王は「満州、山東ニオケル日本ノ既得権利ハ十分承認スル」と述べ、間島に関してもある程度日本の既得権を認める可能性があることを示唆した。国民政府の方針は、現地間島にも伝達されており、五月五日張鑫備処長は、間島の各官長に「法権回収ノ困難ナル事情アリトナシ、ソノ対策トシテ間琿（間島と琿春：筆者）ヲ限ツテ日本ノ特殊関係ニ鑑ミ当分領事裁判権

ヲ認メ」「時期ヲ見テ何等カノ弁法制定ノ上解決スルコトニ決定シタ」と示達した。こうした日中間の外交交渉により、また四月の満州省委の盲目的な武装暴動停止命令（李立三路線の変更）後に、共産党活動が小康状態になっていたことにより、幣原の構想が実現される可能性が生じたかに見えた。

しかし、実際上日中間の緊張をより本質的に推進したものは、中国民衆の排日運動の高揚であった。三十一年三月東三省各省市に国民党部が設立されてから、排日運動の直接民衆行動は著しく激化していた。間島においても、六月二十七日新任延吉県県長は、田中局子街副領事に、「日本ハ間島ヲ以テ特種（ママ）地帯扱セントスルモ」、「政府ノ訓令以外ノ一般与論トシテ」中国当局としては、日本に対して対抗措置を取らざるを得ないと警告した。

このような状況は、間島を含む中国の民衆の排日運動に対する中国政府の統制がすでに困難な状態になっていることを意味していた。間島問題に関する限り、もはや外交機関により統御しがたい危機的情勢になっていたのである。

他方、関東軍を取り巻く一部の右翼（甘粕正彦ら）は、五月から六月にかけて満蒙問題解決の機会を作成するため、間島暴動計画を推し進めており、七月二日の万宝山事件とそれに対する朝鮮における中国人殺害事件等[85]によって、満州の事態は刻一刻緊迫化し、それをめぐる日・中・朝三者間の関係も悪化の一路を辿っていった。さらに、九月初め朝鮮軍の神田正種参謀と間島特務機関長長河悦次郎が画策した上で、「関東軍ニ策応シテ、朝鮮軍トシテハ鮮内ノ不平ノ安全弁ヲ与ヘル意味テ、間島ヲ朝鮮ニ編入スル」[86]という具体的陰謀を計画していたのであった。

これらの事実は、すでに幣原の対間島構想が内部的にも陸軍強硬論者によって無視されていたことを示し、間島に関する幣原外交は、展開の余裕を極めてせばめられていたということができる。

おわりに

日本の対間島政策は、日韓併合以前からはじまっていたが、本格的に展開されたのは、やはり併合以後においてであり、とりわけ一九二〇年前後を境にして、より積極的かつ体系的に実行されるようになった。日韓併合以後の日本の対間島政策の根本目的は、朝鮮植民地支配に対する間島地方からの脅威の除去、すなわち植民地の防衛という面で一貫していた。この点で、日本としては、間島問題において絶対譲歩しえない必然性を有していた。一九三〇年五・三〇暴動以後に展開された幣原の対間島政策もその一環であった。

しかし、幣原の対間島政策は、一応間島に対する中国の領土

上の主権を認めるという前提から出発している点で、武力による直接統治を根幹とした従来の対間島政策とは異質なものであった。それが故に、幣原の政策は、朝鮮総督府をはじめ、間島問題と関連のある強硬論者とは対立・孤立化し、彼らを硬化させる原因にもなった。

幣原の対間島政策の形成は、五・三〇暴動の原因が、日中両国の対立から由来する朝鮮人に対する統制力の弱体化であるという認識と、従来の直接統治政策がすでに限界に達し、今後の間島の治安維持が中国との協調なしでは不可能であるという危機認識から出発した。したがって、幣原は、間島へこれ以上武力増強を行なわず、日本警察の積極的参加による中国警察の指導という方法で、より有効的に朝鮮人を統制し、間島の治安維持をはかり、さらに、植民地朝鮮の安全を確保するという具体的政策を樹立、実現しようとした。換言すれば、中国との協調を軸として安定的かつ有効的な朝鮮人弾圧支配体制を確立し、更にその構造化を意図したのであった。

幣原の対間島構想展開の上で、最大の障碍は、ナショナリズムを背景とする国権回復運動という形をとった中国の抵抗であった。すなわち、間島問題解決に対する中国の究極的な目標は、日本勢力の排除による間島での独占支配体制を確立することであり、これは、当時の中国の近代国家形成に対する願望を反映するものであった。幣原は、中国の間島におけるこうした抵抗を、「共匪ノ惨禍ヲ目前ニ控エ乍ラ国権侵害云々ニ拘泥シ（日中）共通ノ利益ノ為ノ努力ヲ渋帯セシムル」ものであり、「無謀且危険」[87]と評価した。これは、幣原が、間島問題に関する中国の民族運動に対する認識が不充分であったことを示し、間島問題解決において中国の最も基本的な要求に対する配慮が欠如していたと見られる。この意味において、幣原のいう間島問題解決のための『協調』とは、中国にとって、基本的な要求さえも満たされない、すなわち従属を強要されるものである。

幣原はこうした認識によって、一九三一年に入ってからの法権撤廃問題交渉の際、中国の他の地域とは対照的に、間島を日中間の特殊地域とし、法権を維持することで間島統治に対する日本の影響力を保持しようとした。

他方、中国は、間島問題解決のため、間島より日本勢力を排除し、主権を回復する一環として、日本と直接対決することなく、もっぱら間島在住朝鮮人を駆逐[88]するという退嬰的な政策を実施した。中国のこうした政策展開は、朝鮮人の対日主権回復が、すなわち中国の主権回復につながるという連関性を看過したもので、中国の対間島朝鮮人政策および国権回復運動の限界を露呈したものといえよう。

間島においては、全人口の約八割を朝鮮人が占めている以上、彼らこそが同地において政治的主体となるべきであった。しかし、日中両国の対間島政策は、こうした朝鮮人を完全に無

視しようとした点で共通した限界を有していた。これこそが、間島における政治構造上の最も基本的な矛盾なのであった。つまり両国にとって、間島における朝鮮人は、支配ないし弾圧の対象としてのみ、その存在意義が認められたのである。そうした矛盾からの離脱、すなわち自治への朝鮮人の願望は、一九三〇年前半にはいってから、一方では、共産主義者による間島ソビエト化を促進させることにもなるのである。

註

(1) 註間島の国境紛争問題についての韓国側の研究としては、申基碩『間島領有権에관한研究』、探求堂、一九七九年、ソウル、李漢基『間島帰属에관한国際法的考察』、文教部研究報告書二八、一九六九年、ソウル、が代表的である。日本側の研究としては、野村乙二郎「明治末期清韓国境画定交渉の一考察—いわゆる間島問題に関する序論—」『政治経済史学』第八十五号、一九七三年、林正和「間島問題に関する日清交渉の経過」『駒台史学』第十号、一九六〇年等がある。中国側の研究としては、張存武「清代中韓邊務問題探源」『近代史研究所集刊』第二期、同「穆克登所定的中韓国界」『国際漢学会議論文集歴史考古組』等がある。

(2) 例えば、角田玲子「抗日武装闘争をめぐる諸問題—一九三〇年前半の間島—」『朝鮮研究』第七十九号、一九六八年、朴容玉「独立運動의基地—間島」(申奭鎬外編『韓国現代史』第三巻、新丘文化社、一九七〇年、ソウル)等がある。

(3) 森山茂徳「日韓併合の国際関係—朝鮮問題と満州問題の連関」(近代日本研究会編『日本外交の危機認識』山川出版社、一九八五年)は、全体として間島問題を国際関係的側面から、日韓併合の時期決定及び満州問題との関連で論じたものであるが、日本の間島進出目的とその過程についても比較的簡潔に分析している。なお、高承済『韓国移民史研究』章文閣、一九七三年、ソウル、(一五～四八頁)もこの点について論じている。

(4) 一九二九年当時の日本領事館の調査によると、間島居住朝鮮人の総戸数は、六七、六五四戸、総人口は三八一、五六一人であるが、開墾と対日感情等の理由で、日本領事館官の調査外にあるものがかなり多いので、少なくとも四十万人にはなるというのが一般的な推測である。(長野朗『満洲問題の関鍵間島』支那問題研究所、昭和六年、五五～五七頁、拓務大臣官房文書課『満洲ト朝鮮人』、昭和八年、一〇〇～一〇三頁参照)。

(5) 松村高夫「日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について」『三田学会雑誌』第六十三巻第六号、一九七〇年、六三～六四頁。間島における朝鮮人の小作関係については同右『満洲ト朝鮮人』、一二六～一五三頁参照。

(6) 朝鮮総督府警務局『㊙高等警察資料・間島問題の経過と移住鮮人』昭和六年、二頁。

(7) 琿春事件直後、一九二一年一月、吉林督軍顧問斎藤恒大左が陸軍中央部に提出した「対間島政策」は、全体として間島朝鮮人の取締、治安維持等に関する間島の警備上の問題を論じた後、結論として、日本にとって間島問題の価値は「日本ノ興亡ノ問題」であると強調している(斉藤恒「対間島策」『陸軍省密大日記』大正十年第六冊、防衛庁戦史部所蔵)。

(8) 前掲『満洲問題の関鍵間島』一八二頁。

(9) 正式な名称は「間島に関する日清協約」である。外務省編『日本外交年表並主要文書』上、原書房、昭和五十三年、三二四～五頁。間島協約の締結過程について、天野元之助『間島に於ける朝鮮人問題に就いて』中日文化協会、昭和六年、五一頁、の中で、次のように論じている「我当局は一切の懸案を一気に解決すべく、ここに大局より顧みて支那側の安奉線改築反対、撫順及び煙台炭坑の還附要求、営口支線撤退要求、関外鉄道の法庫間延長を日本に対し有利に解決すると交換的に、間島問題について少なからぬ譲歩をした

のである」。なお前掲林正和の論文にも同様の見解が述べられている。したがって、日中間における間島協約の締結は、決して当時の朝鮮人の意志ではなかったことは明らかであり、そういう日中間の取引は、間島における朝鮮人の日中両国に対する抵抗の根底を形成しているといえよう。この意味で、この間島協約締結過程での日中間の間島取扱方法は、その後の間島問題形成上最も基本的な一つの要素になる。

(10) 「南満洲及東部内蒙古に関する条約」と間島問題との関係については、井上学「日本帝国主義と間島問題—一九二〇年二〇年前半—」『朝鮮史研究会論文集』第十集、一九七三年、参照。

(11) 日韓併合直前、一九〇七年七月の閣議で日本政府は、間島朝鮮人の国籍問題について次のように決定した。「朝鮮人ハ特別ニ法令又ハ条約ヲ以テ別途ニ取扱フ以外ハ、日本人ト同一ノ地位ヲ持ツ。間島居住者ニハ前項ノ条約ノ結果トシテ現在ノ如キ地位カ与ヘラレタモノト看做ス。外国ニ帰化シテ二重ノ国籍ヲ持ツテイル者ニ対シテハ、後日国籍法カ韓国ニ施行サレル時マテ、日本ノ利害関係ニ於イテハ日本ノ臣民ト看做ス」(山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』岩波書店、一九七四年、三〜六頁) この決定により間島朝鮮人は日本国籍をもつようになり、この原則は、間島朝鮮人の取締という側面から帰化をも認めず一貫して持続された。

(12) 琿春事件については、姜相徳「海外における朝鮮独立運動の発展」『東洋文化研究所紀要』第五十一冊、昭和四十五年、東尾和子「琿春事件と間島出兵」『朝鮮史研究会論文集』第十四号、一九七七年、参照。

(13) 註(7)と同一。

(14) 『大正日日新聞』大正十年三月二十八日より四月七日にかけて十一回連載。なお末永らが主唱した大高麗国は、間島を中心に直隷省、内蒙古、沿海州をその地域的範囲とし、古代朝鮮の高句麗国を復活させたものである。また高麗国民としてはその地域に居住している朝鮮人、ロシア人、中国人、日本人等を対象としている点で、後の満洲国の「民族協和」的理念に相応している。長谷川雄一「大正中期大陸国家へのイメージ」『国際政治71・日本外交の思想』、日本国際政治学会、一九八二年、九四〜一〇〇頁参照。

(15) 姜相徳編『現代史資料28・朝鮮4』みすず書房、一九七二年、七五三〜五頁。

(16) 外務省記録A・一・一・〇・二二「東方会議一件」。

(17) 金正柱編『朝鮮統治史料』第二巻、宗高書房、一九七〇年、一二一頁、前掲『日本外交年表並主要文書』上、二四七頁。

(18) 斎藤実関係文書(以下、斎藤文書と略称)八〇七「朝鮮総督斎藤実報告、拓務大臣松田源治宛(大正十年交渉の際外務省側閣議提出資料)」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

(19) 林正和「琿春事件の経過」『駿台史学』第十九号、昭和四十一年、一二一〜一二三頁参照。

(20) 斎藤文書九二四「在満洲保民会及朝鮮人会調査表」、および姜東鎮『日本の朝鮮支配政策研究』東京大学出版会、一九七九年、二六三〜九頁参照。

(21) 朝鮮史料研究会『朝鮮近代史料研究集成』第二号、友邦協会、昭和三十四年、一〇二頁。その他、当時総領事館及び領事館は、外形上は外務省所属となっているが、実質的には多数の総督府の派遣員で占められていた(斎藤文書八一九「満洲及沿海州移住鮮民保護取締案」参照)。

(22) 前掲『日本外交年表並主要文書』下、八頁。

(23) 前掲『間島問題の経過と移住鮮人』、一八三、一九〇〜一九五頁。前掲『朝鮮統治史料』第七巻、六六頁。

(24) 前掲『日本外交年表並主要文書』上、七五〜六頁。

中国側では「双方商定取締韓人弁法要綱」と名称されており(顧維鈞『中国現代史料叢書』第二輯、文書書店、一九六二年、台北、七七〜七九頁)、条文上の名目的な施行地域は、奉天省東辺道となっている。しかし実際は、間島地方にも普遍的に施行されていたものとして(東亜経済調査局『間島問題の経進』昭和六年、二一頁参照)、当時在満朝鮮人に関する日中間の関係を象徴している外交協定である。この協定を通じて中国側は正式に、日本の臣民たる朝鮮

人を取締る権利を日本から得るようになった。なお同年七月に結ばれた「不逞鮮人取締施行細則」の全文は、朝鮮軍司令部『陸軍ニ関係アル現行条約』一九三一年、参照。

(25) この関係は、逆の現象も成立する。つまり、日本にとっては「不逞鮮人」の取締を中国側が徹底しないことを名目に出兵を企図する可能性がある。したがって、梶村秀樹氏は、この三矢協定による日中間の力関係を考慮した過度的形態と定義している（一九三〇年代満洲における抗日闘争に対する日本帝国主義の諸策動」『日本史研究』第九十四号、一九六七年、三〇頁）。

(26) 原奎一郎編『原敬日記』第九巻、乾元社、昭和二十六年、一三五頁。

(27) 赤塚正朝「間島における日本警察撤退要求問題」『新天地』昭和四年四月号。

(28) 中国側の朝鮮人に対する具体的政策については、朝鮮総督府警務局・高等警察資料『在満鮮人ト支那官憲・附満洲ニ於ケル排日運動』昭和五年、南満洲鉄道株式会社社長室人事課編『㊙在満朝鮮人圧迫事情』昭和三年、金三民『在満朝鮮人に関し中国官憲に望む』新大陸社、昭和六年等参照。

(29) 間島地方朝鮮人に対する共産主義の浸透過程及びその影響については、満洲国軍政部顧問部編『満洲共産匪の研究』第一、巌南堂書店、昭和四十四年（原本は一九三七年）が最も具体的に分析している（六五～一五四頁参照）。

(30) 金正明編『朝鮮独立運動Ⅴ：共産主義篇』原書房、昭和四十二年、六三三頁（以下『独立運動Ⅴ』と略称）。

(31) 間島五・三〇暴動の展開過程についての具体的研究は、現在までだなされていないが、Suh, Dae Sook, *The Korean Communist Movement* 1918—1848 (Princeton Uniuersity Press, 1967) と、姜祖徳編『現代史資料29・朝鮮5』原書房、一九七二年（五八五～七三六頁）が参考になれる（以下『朝鮮』5と略称する）。

(32) 同右『朝鮮5』五九二頁。

(33) 斎藤文書八〇五「間島地方共産党系朝鮮人ノ暴動事件善後措置トシテ警察官増員方ニ関スル件移牒」（昭和五年七月）。

(34) 前掲『朝鮮5』五九三頁。

(35) 同右、六〇四～九頁。その他、中国側は、間島地方に警察官と憲兵を増員する等の方針を決定するなどして日本側の勢力駆逐に努める一方、事件を利用した日本側の出兵に対する危機感から、国境地方に探訪員を派遣し、日本軍警の行動を内査する等の具体的措置をとった。

(36) 『東京朝日新聞』昭和五年六月十一日。

(37) 『満蒙事情』昭和五年七月号二五～二六頁。

(38) 斎藤文書八〇六「相場清書翰斎藤実宛（昭和五年間嶋暴動の原因につき報告）」。

(39) 林久治郎『満州事変と奉天総領事』原書房、昭和五十三年、八六～七頁。

(40) 外務省記録B・一・〇・〇J／C「間島問題調書」三七〇頁。

(41) 同右四〇一～四〇六（前掲『独立運動Ⅴ』六六二～六二四頁所収）。

(42) 同右四〇九～四二二（同右六六四～六六七頁）。

(43) 朝鮮軍司令部「間島事件ニ関スル観察及意見」『陸軍省密大日記』昭和五年（防衛庁戦史部所蔵）。

(44) 斎藤文書八〇七「朝鮮総督斎藤実報告、拓務大臣松田源治郎宛（間島地方治安維持ニ関スル件）」昭和五年九月六日。

(45) 『満蒙事情』昭和五年七月号、三三頁。

(46) 臼井勝美「幣原外交覚書」『日本歴史』一九五八年、十二月号参照。

(47) 前掲『満州事変と奉天総領事』八七～八八頁。幣原は中国の斎克、敦化、撫蓋の三鉄道建設に対して「コレガ建設ヲ防止スルニツキ、アラユル手段ヲトル」との強い決意を持っていた（前掲『日本外交年表並主要文書』下、一七〇頁）。

(48) 外務省記録A・ス・一・五・六—五「間島ニ於ケル共匪暴動事件及事後ノ情勢並対策関係雑纂—間島問題協議会関係」の拓務省作

成の「間島警察官現員表」による。

(49) 前掲註(40)、外務省記録、三六七頁、及び前掲斎藤文書八〇五参照。

(50) 「外務省警察史・間島ノ部・間島琿春地方外務省警察ノ沿革第六・昭和五年間島地方共産党暴動事件ヨリ満洲事変前ニ至ル」六四二五～三四頁（外務省所蔵、未定稿）および前掲『満州問題の関鍵間島』一八三頁。

(51) 外務省記録A・六・一・五・六「間島ニ於ケル共匪暴動事件及事後情勢並対策関係雑纂」。

(52) このような幣原の間島問題解決のための政策の形成論理と背景を考慮して判断すると、現在まで歴史上の事実として記録されている五・三〇暴動鎮圧のための朝鮮羅南第十九師団の出兵説（前掲『日本外交年表並主要文書』下五五頁および『日本外交史辞典』二〇〇頁、『朝鮮社会運動史事典』四四七頁等）は無理があり、又それを証明する資料は現在まで見当らない。したがってこの出兵説は修正されるべきである。

(53) 前掲註(51)、外務省記録、朝鮮総督府警務局長より拓務省、外務省宛朝保機密第一二四号（九月十六日）。

(54) 同右、外務省記録、吉田外務次官より小村拓務次官宛、機密第五五三号（九月二十三日）。

(55) 同右、外務省記録、幣原外相より林奉天総領事代理宛第一三二号（九月二十九日）。

(56) 同右、外務省記録「間島問題及朝鮮人帰化問題ニ関スル協議会第一回記録」。

(57) 『満蒙事情』昭和五年十月号二九～三四頁、『東方雑誌』第二十七巻第二十号、民国十九年十月、一～三頁。

(58) 同右『満蒙事情』十一月号、一三～一四頁。

(59) 前掲註(51)、外務省記録「林奉天総領事より幣原外相宛」第四七八号（十月十二日）及び第四八〇号（十月十四日）。

(60)(61) 前掲註(40)、外務省記録、三七五～六頁、及び三七七頁。

(62) この時の吉林省当局の朝鮮人対策は殆ど南京中央政府の訓令という名によって行なわれており、又民衆の排日運動はなかば中国当局の承認のもとに発展していた。なお排日運動の拡大はすでに政府の統制外の動きが生じていたので張作霖奉天政府は、それを全く無視することはできなかったし、対日強硬外交の大きな一つの要因になった。（日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』第二巻、朝日新聞社、昭和三十七年、二三四～二三五頁参照）。

(63) 外務省記録A・六・一・五・六一七「間島ニ於ケル共匪暴動事件及事後ノ情勢並対策関係雑纂—日華連絡協調関係」岡田間島総領事より幣原外相宛、機密第五五〇号（六年五月二十三日）。

(64) 徐大肅著金進訳『朝鮮共産主義運動史』コリア評論社、一九七〇年、一五五～一五六頁。

(65) 前掲註(51)、外務省記録、田中在百草溝分館主任より幣原外相宛（十月二十八日）。

(66) 同右、石射吉林総領事より幣原外相宛機密公第七六八号（十一月十二日）。

(67) 前掲『朝鮮5』六二七～六二九頁。

(68) 同右外務省記録「政友会定例幹部会開催ノ件」及び原田熊雄『西園寺公と政局』第一巻、岩波書店、二三五～二三七頁参照。

(69) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻二四一頁。

(70)(71)(72) 前掲註(40)、外務省記録、三八一～八七頁。

(73) 前掲註(63)、外務省記録、岡田間島総領事より各分館主任、各署長、分署長宛間警第二〇四号（十一月二十二日）。

(74) 前掲註(63)、外務省記録、田中局子街副領事より岡田間島総領事宛機密公領第三六一号（十一月二十四日）。

(75) 前掲註(48)、外務省記録。

(76) 菊池悟郎編『立憲政友会史』第七巻、昭和八年、五〇一～一〇頁。

(77) 前掲註(48)、外務省記録。

(78) 前掲『朝鮮5』六二六頁。

(79) 本章の記述は註記のない限り、次の史料による。外務省記録B・四・〇・〇C／X一—十三「支那治外法権撤廃問題—満洲並間

島ニ関スル特殊関係一件」。

(80) 前掲註(48)、外務省記録。

(81) 吉会線は吉林から間島、会寧を経て清津で日本海と接するようになっている鉄道として、日本と北満州を結ぶ最断のルートである。特に北満州を対ソ戦の主作戦地域としている日本陸軍としては、間島の掌握とともに、吉会線の完成は、朝鮮半島を縦断して南満州に達する貫線とは別に新たなルートとして絶対に必要な鉄道であった。こういう構想は、いち早く一九〇九年『間島ニ関スル日清協約』等を通じて表面化しており、同年寺内陸軍大臣の命によって高崎少佐らがその予定線の調査を行なっていた(吉村道雄「日露戦後における北満州視察報告の特質」『政治経済史学』第二〇〇号、一九八三年三月、一三四頁)。更に、吉会線は、日本の殖民鉄道としても重要なのであって、朝鮮人の延吉道への移植にとっての吉会線の役割はしばしば強調されていた。しかし吉会線に関する日中間の交渉は度重なる中国側の反対にあい、満州事変までその開通を見ることができなかった。中国はこの吉会線こそ―満鉄による南満州につづいて―日本の間島および北満州への軍事的経済的侵略のルートとして認識していたのであった(外務省通産局『人口問題ヲ基調トシテ・満蒙拓植策ノ研究』昭和二年、三六六～七三頁、前掲『在満鮮人ト支那官憲』七一頁参照)。

(82) 外務省記録B・四・〇・〇・C／X一「支那治外法権撤廃問題一件」二五頁。

(83) 一九三〇年二月中国側が重光代理公使に手交した日中治外法権撤廃交渉案三項目中の一項目(前掲『間島問題の経過と移住鮮人』一五六頁)。

(84) 前掲『太平洋戦争への道』第一巻、三八六頁。

(85) 朴永錫『万宝山事件研究』第一書房、昭和五十六年、参照。

(86) 神田正種「鴨緑江」『現代史資料7 満州事変』みすず書房、一九七二年、四五七～四六六頁、所収。

(87) 外務省記録I・四・五・二・一一一―一―六―一「各国共産党関係雑件・中国の部：満州間島」幣原外相より岡田間島総領事宛電報第一七三(昭和五年十二月三日)。

(88) 朝鮮総督府の調査によると一九二九年三〇、三一年の間島から朝鮮への帰還者の数は次の通りである(前掲註(48)、外務省記録)。

	移住者数	帰還者数	差引
一九二九年中	四〇〇六	三二七六	七三一(増)
一九三〇年	二八四二	三九一六	一〇七四(減)
一九三一年一月～二月	四〇二	二〇三七	

このような帰還者の増加現象は、日本の大陸侵略及び朝鮮統治上において軍部と総督府に大きな不安を与えていた。

〔後記〕 この論文の作成に当っては、臼井勝美教授と立教大学の北岡伸一教授の助言を得た。記して謝意を表する。